

## 施設より家庭養護へ移行した子どもの30年間追跡調査 (池田, 1981) から今後の社会的養護について考える

### Investigating the Better State Care System with Reference to Yoshiko Ikeda's 30 Year Follow-Up Study (1981) on Infants Transferred from Institutional Care to Family-Based Care

上鹿渡 和 宏\*

Kazuhiro KAMIKADO

#### 1. はじめに

わが国の社会的養護においては施設小規模化と家庭的養護の推進が課題とされている(厚生労働省, 2012)。国連による子どもの代替養育に関するガイドライン(UN, 2009)でも子どもの最善の利益を保障するために家庭養護を推進することが勧められているが、家庭養護の歴史や現状は様々であり、国、地域、家庭ごとに実践上の課題は異なる。

子どもの最善の利益となる家庭養護は何をもって実現したといえるのであろうか。直接子どもやケア提供者の声を聴くことに加えて、家庭養護の客観的な評価や追跡調査も重要である。しかし、筒井らによれば、わが国においては「里親によるケアのメリットについては、アタッチメント観点からの質的な検討があるものの、施設養護とのケア量やその内容の比較といった実証的な研究は、先行研究において示されてきたように、ほとんどない状況」にあり、また「里親制度、施設養護のいずれにおいても児童の経年的な変化を検討した研究はほとんどない」という(筒井ほか, 2011)。今後わが国の社会的養護において子どもの最善の利益を保障していくためには、これまでの家庭養護がどのような状況にあったのか、不足しているものは何か、変えなければならないことは何か、それらを客観的に議論するためのデータが必要とされているといえる。

このような状況において、1981年に池田が報告した乳児院退所後に家庭養護へ移行した子どもの30年

間にわたる追跡調査結果(池田, 1981)は貴重な成果と考えられる。これまでその概要について紹介されることはあったものの(庄司, 2008など)、この調査結果のもつ近年のわが国の社会的養護への意味合いや提起する問題の重要性については十分検討されてこなかったのではないかと考えられる。本稿は、これらの検討を目的として開催された日本子ども虐待防止学会第19回学術集会信州大会分科会での報告をもとに加筆し再構成したものである。

#### 2. 目的

我が国における家庭養護を子どもの最善の利益を保障するものとするために、我々は何をしなければならぬのかを考える基礎資料として、これまでと現在の社会的養護研究の成果をもとに池田論文(池田, 1955, 1981, 1988)を再考し、今後への示唆を得ることを目的とする。

#### 3. 対象及び方法

本稿における主たる考察対象は下記論文②であるが趣旨を読み誤らないよう、その前後に報告された論文①と論文③についても概観し、論文②がどのような文脈で報告されたものかについても筆者の考えを示す。また、これらの論文の意味するところを、英国、米国のルーマニア孤児院研究の成果や示唆、また1951年のボウルビィによるWHO報告を通して再検討し、日本の社会的養護の今とこれからについて課

\*社会福祉学部准教授

題を整理する。

論文① (1955)「乳児院収容児の精神医学的研究、第一報精神発達と身体発達、第二報社会性と言語、第三報初期反応と慢性反応」

論文② (1981)「乳児院収容児の長期予後調査の研究 第一報 里子・養子になった子どもたちの予後について」

論文③ (1988)「児童虐待 Neglect の研究—捨て子の長期予後調査」

本報告は文献研究を主としたものであり、倫理的配慮についての問題はないと判断する。

#### 4. 結果

筆者は各論文の関係を図1のように捉えている。

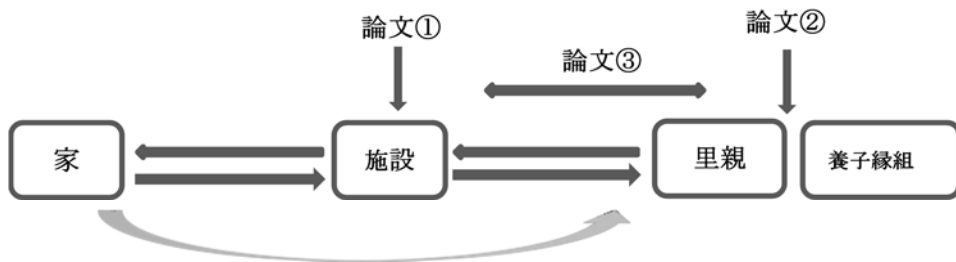


図1 池田論文①～③の関係

以下、各論文の内容についてまとめる。それぞれの引用箇所については[ ]で示した。

##### 4.1. 論文①について

1950年代の日本の乳児院における子どもの発達への影響についての報告。同時期の海外での施設養護と同様に日本の施設養護も子どもの発達にとって不十分なことが示されている。

本稿においては論文①についてはその具体的内容にはあまり立ち入らずに概要のみを池田の記述によって示す。論文①の具体的内容の詳細な検討については別稿で試みたい。

池田は考察の中で以下のように述べている。「乳児院収容児 (1950年代の：筆者追記) では、知的、言語的、社会的発達の各側面が障害されていると同様に、情緒的な障害、人格構造上の偏りを示していることが明らかにされた。それは種々の研究方法において一致した結果が得られ、我が国においても諸外

国の研究とほぼ似た結果を示していることがわかった。その原因として精神医学的負因という点をとくに考慮に入れたが、これらの障害を素質的遺伝的要因にのみ帰することはできず、むしろ後天的な物理的、心理的環境、とくに保育者との対人関係の影響によるものであることが明らかにされた。[p. 92]」

具体的な結果として精神および身体発達については、入院時年齢が低く、在院期間が長いほど発達指数DQは低く(2歳以上在院すると著しく低下[p. 45])、保育者の計画的な接触を多く(6か月間)するとDQは上昇し、退院後家庭(里親含む)へ戻った者はDQが上昇したことが報告されている。[p. 51]

また、生後6か月以下ではDQと体重の間には有意の関係があるが、それ以後は関係なく、体重が増加

してもDQは改善しない[p. 48]ことも示されている。

さらに乳児院での生活が長くなるにつれ乳児に見られるようになる一定の精神のおよび身体的症状を「慢性症状」として以下のように述べている。「これらの症状はきわめて特徴的なもので、乳児個々の個人的差異を超えて全乳児に共通する『類型』を持っている。[p. 65]」そして慢性反応としての精神身体症状を以下のようにまとめている。身体的には睡眠障害、十分な食事にもかかわらず体重増加不良、顔色蒼白、消化器症状、指しゃぶり、Rocking、點頭痙攣様運動、一方、精神的には受動的で動きに乏しく、表情反応貧困、高音や見慣れぬ者への恐れ、過度の執着、無関心というような対人関係の不安定性が挙げられている。[p. 70]

##### 4.2. 論文②について

乳児院退所後に里子・養子となった子どもたちの30年間の追跡調査で、15(男5女10)人中、社会的適

応の問題なしは4(男1女3)人にとどまっていたとの報告。その詳細については論文中に一覧表[pp. 4-5]が掲載され、性別、生年月日、乳児院入院年齢、理由、里子年齢、養子年齢、施設入所年齢、学歴、職業、結婚、最終IQ、里親の職業と家族(引取時)について、15ケースそれぞれの情報が示されている。さらに代表的な3つのケース「里子から養子縁組となり親子関係、社会適応などが問題なく経過した例」「里子から養子となり発達の経過中にさまざまな問題を引き起こしたが一応社会的に適応している例」「里子から養子になったが思春期以後に非行犯罪に陥り、養子縁組解消となった例」について、その具体的な経過が記されている。

また表中のケース1から4は養子となり一応順調な適応を示す例、ケース5から7は養子関係は続いているが本人が神経症的傾向のほかの適応異常を示す例、ケース8から10は裁判で養子縁組解消になった例、ケース11から15は種々の理由で1回から数回の里子関係が失敗に終わった例として提示されている。[p. 7] ケース1から4の詳細をみると里子になった年齢はそれぞれ、11か月、9か月、9か月、4歳8か月となっている。また、その後養子縁組された年齢はそれぞれ2歳、1歳、4歳11か月、6歳8か月であった。ケース4については里親委託の前に3歳11か月から4歳8か月まで施設入所期間があった。

さらに里親での措置変更が複数回あったものを挙げると、ケース6は里親2回、ケース9は里親3回と施設1回、ケース11は里親5回と施設3回、ケース12は里親2回と施設1回、ケース13は里親2回と施設2回、ケース14は里親2回と施設2回となっている。他はケース5(3歳で里子、6歳7か月で養子)とケース10(2歳5か月で里子、3歳6か月で養子)以外は、里親委託の前後に施設への措置変更があった。

これらの結果をもとに池田は考察の中で以下のようまとめている。

「Bowlby, J, Goldfarb, W. らの研究をはじめとして、里親家庭で育てられた子どもが施設で育った子どもよりも知能、言語、情緒、社会性などあらゆる発達側面で勝っているという報告が多い。著者も乳児院の子どもが里親の家庭に落ち着くとIQや社会的な生活習慣が急速にのびることを観察し、経済的条件などが劣る実父母の家庭に帰った15名の子どもよりもあるいは成人後の社会適応が勝るのではないかという期待を持っていた。しかし、里親家庭に出たこの

15名の予後は少数の例外を除いては良好と評価することは難しい。もとより里親家庭で育ち、あるいは養子縁組をした子どもで健康に成育した多数のいることは否定できない。しかし、30年間観察したこの15名の事例の詳しい分析から、研究の開始時には知られていなかったいくつかの問題点も明らかになった。[p. 11]」

この問題点については、追跡調査の個別の結果もふまえて以下のように提示されている。

まず、里親になった動機は15例全て「養子縁組」を前提としていることを取り上げている。これにより健康で性格や知能に問題のない子どもが好まれ、家の後継ぎとして養子であることを隠し、福祉関係者との接触も避けようとする傾向が見られたという。そして「そのような閉鎖的態度は発達のそれぞれの時期に応じた適切な助言を得られにくくしている」とコメントしている。[p. 12]

また、高年齢の里親(平均41歳)が目立ち、このことは、子どもの成人前に病気や死亡の可能性や高齢ゆえの子どもへの思春期への対応困難、さらに過保護や過干渉など特徴的な育児態度が考えられ、子どもにとっては制約が多く、自由な成長を妨げ、あるいは神経症的傾向を生じさせようとしている。[p. 12]

さらに里親選考基準の問題も取り上げ以下のようなコメントを残している。「里親の家庭に通信連絡後、家庭訪問をしてみると、調査書に書かれている記述と異なることが多かった。・・・里親の性格、里子を求める動機については、同一人が書いたように一定の決まり文句が並んでいた。すなわち、里親は『健康』で、『正直。真面目、温厚、夫婦仲よく、妻は夫に従順で、社会的な信用がある』などという記載である。彼らは『子どもが好き、子煩悩、社会のためにつくしたい』動機から里子を求めている。この過程では精神科医も心理判定員も接触していないから子どもを求める真相の動機は分からない。[p. 5-6]」

あまりに医学、心理学等の専門的判断が欠けるとし、さらに以下のごとく指摘する「その結果、里子に出て不調となり、何度も児相の一時保護所や施設を出入りし結局それまで安定して生活していたもとの施設にも戻れず、新しい施設に移ったり、いわゆる『里子くづれ』として、不安定な里親の家庭でもみくちやにされ、せつかくの優れた資質を伸ばすこともできずに退行してしまう犠牲者の存在する

ことを、たとえ少数といえども忘れてはならないと思う。[p. 12]

### 4.3. 論文③について

戦後の「棄児」の追跡調査結果について、当時の日本の施設養護と家庭養護での比較も含めての報告である。

個々の結果は論文中の表に掲載されているが、里子・養子群では社会的適応良好だったのは3人(男1、女2)、普通は2人(男0、女2)、悪いは5人(男3、女2)、一方施設群では社会的適応良好だったのは0人、普通は5人(男3、女2)、悪いは8人(男8、内1人死亡)となっている。

ここでも論文中の池田の言葉を引用する。「社会的適応を一応、定住、職業の安定、異性関係を含む対人関係の状態から判定してみた。里子・養子群では養子縁組が継続している者の方が社会的適応がよいが、一応社会人としての生活を送っていても神経症的傾向を示す女性2名、男性1名がおり、これは養親の養育態度や自己同一性形成の問題が影響していると思われた。[p. 3]

## 5. 考察

### 5.1. ルーマニア孤児問題に関連した欧米の研究成果を通しての論文①についての検討

まず、拙稿(上鹿渡, 2012a, b)をもとにルーマニア孤児問題に関連する英国と米国における研究成果の一部を紹介する。

ルーマニアにおける、独裁政権の崩壊とその際に西欧メディアが明らかにした孤児院で暮らす子どもたちの惨状は欧米各国の市民に衝撃をもたらし、国際養子縁組や国内での里親制度の拡充等多くの人道的支援がなされた。その中で、英国のEnglish and Romanian Adoptees (ERA) studyと米国のThe Bucharest Early Intervention Project (BEIP)といった支援と組み合わされた大規模な疫学調査は社会的養護に関する多くの示唆を与える成果を生み出した。

ERAではルーマニアの劣悪な環境下にあった孤児院から英国に国際養子縁組された子どもの発達経過が追跡された。施設でのデプリベーションとして「ケア提供者の頻繁な交代と子どもが当然しているべき経験の欠如」が特徴的であると、その影響が調査された。結果としては施設養護の影響として、脱抑

制型アタッチメントの問題、疑似自閉症特徴、不注意・過活動、知的機能障害等の特徴的な傾向が確認されている。疑似自閉症については自閉症様特徴が4～6歳頃で弱まり、社会性の程度やコミュニケーションにおける自発性、柔軟性の点で自閉症とは異なるとされる。さらに、大規模施設養護から家庭養護への移行後、数年間は改善が続くものの、生後半年までに個別ケアに移行することが特に重要であるとの見解も明確に示された(Rutter et al., 2009)。

一方BEIPはルーマニア国内での里親制度を里親支援システムやソーシャルワーカー養成まで含めて創設し、その介入の効果と施設養護の影響について考察している。身体、言語、社会性、認知機能、アタッチメント、脳機能、精神保健に関する問題等様々な領域での子どもの発達への影響が調査されている。特に認知機能については、ルーマニアにおける大規模施設養護を受けた子どもの知的な遅れが明らかにされ、施設から里親へ移行された子どもには明らかな認知機能の回復が見られ、2歳までの移行が効果を最大にしうる(早期であればあるほどよい)ことが明らかにされている(Nelson et al., 2007)。

これらの研究成果をもとに、発達指数DQに関連して池田が指摘している以下について考察する。まず「入院時年齢が低く、在院期間が長いほどDQは低い。特に2歳以上在院すると著しく低下する」との見解についてはDQの伸びについて2歳が重要な時期ととらえられている点は、BEIPと同様と考えられる。また、「退院後家庭(里親含む)へ戻った者はDQが上昇した」という事実については、家庭復帰後短期間での結果であることに留意する必要がある。その後長期にわたっての結果が不明であったため、効果が持続していることを期待して論文②や③につながる調査が計画されたと考えられる。

次に「生後6か月以下ではDQと体重の間には有意の関係があるが、それ以後は関係なく、体重が増加(栄養状態改善)してもDQは良好とならない。」との報告についてであるが、これはERAで得られた示唆と同様の見解と考えられる。栄養状態と心理社会的接触の影響について後者の重要性を強調する結果であるといえる。

さらに、池田が乳児院収容児に見られる慢性症状として挙げた特徴には、ERAの結果との類似性も見られる。特に「これらの症状はきわめて特徴的なもので、乳児個々の個人的差異を超えて全乳児に共通す

る「類型」を持っている」と述べているが、ERAにおける施設デブリーションによる影響のパターンとも同様の捉え方であり大変興味深い。池田が示した慢性症状を具体的に検討するとERAで提示された施設デブリーションによる特徴的な傾向とも重なる部分が少なくないように思われる。

ただし、この研究は1950年代のある病院附設乳児院収容児(1ヶ所)での調査結果であることに留意する必要がある、この結果をそのまま当時のすべての施設や現在の施設養護にあてはめることはできない。それはルーマニア孤児研究から得られた様々な結果を、状況の異なる他国の施設養護にそのまま当てはめて考える事が出来ないのと同様である。

## 5.2. 論文②について

追跡結果良好ケースの共通点としては以下のように整理した。

まず、里子になった(=施設養護が終わった)年齢が1歳未満のケースは、全て経過がよかった。これについては、アタッチメント等に関連する問題がなく(或いは少なく)、特別な支援がなくても安定した養育に移行できたのではないかと考えられる。移行年齢の重要性については前記の通り ERA では6か月未満、BEIP では2歳未満と明示されているが、池田の報告からも同様に移行年齢の重要性が示唆される。

次に、乳児院退所後最初の里親委託で落ち着いたケースは経過がよかった。個別の記録からは1歳以降での里親委託では(支援システムも無い状況では)養育が破綻し複数回の措置変更につながっている者がほとんどであることが読み取れる。

さらに、ケース4については長期の施設措置(乳児院から施設に移行された後の里親委託)による知的発達の影響があったものの、それが献身的な里親の養育によって改善し、大きな社会的逸脱には至らなかった例と考えられ、本調査の中では例外的なケースとも考えられた。ただ、養育環境が安定していれば改善が見込める可能性も示しており、里親支援の重要性が示唆される。

また、追跡結果不良ケースの共通点としては以下のように整理した。

まず、いずれも委託時年齢が1歳以降(施設入所期間が長い=里子委託年齢が高い)であり、当時の施設生活の影響による知的発達の遅れ、アタッチメント障害、その結果としての多動や問題行動が委託時

にすでにみられていたと考えられる。これについては池田論文①やERA、BEIPの知見とも併せて考えると理解しやすい。特にかかわりの難しい子どもについて事前の評価や対応方法の助言もなく、周囲には秘密にして里親だけで抱え込むという状況の中では、多くのケースで子どもとの関係が危機的な状況となることが十分予想できるのではないだろうか。

次に、里親委託不調で措置変更を繰り返すことで子どもはダメージを受け、それが経過の悪化に決定的な影響を与えたと考えられる。ケース6、9、11から14で特にこのことが確認できる。施設養護では、幼児期や学童期に不調となり他の施設に措置変更になることは稀なことであり、この幼児期の委託不調は、里親養育独特のもので子どもに与えるダメージは非常に大きいと考えられ、これにどう対応するか重要な課題であろう。

まとめると、問題は個々の里親というよりは、当時の里親養育システムやそれも含めた社会的養護システムにあったのではないかと考えられる。つまり、里親認定、子どものアセスメント、マッチング、里親支援、乳幼児期の長期施設養護の影響、措置変更がもたらす影響が課題として整理できる。これらの課題について、その後現在に至るまでに状況がどう変化し、すでに解決されたのか、依然として課題のまま存在しているのか十分な検討が必要であろう。里親支援については当時の里親の心情からすれば、たとえあったとしても自分たちには不要、または使えないということで支援システムは機能しなかったかもしれない。このように考えると、様々な問題の解決のための大前提として、里親が社会的養護の重要な一端を担っていることや里親養育は子どものためのものであることを、少数ではなく多くの里親が明確に自覚できるような働きかけが必要だったのではないだろうか。

## 5.3. 論文②の前提に関する検討

論文②の池田の考察によれば、期待に反して当時の家庭養護の追跡結果がよくなかったと報告されているが、その前提となっている「Bowly, J、Goldfarb, W.らの研究をはじめとして、里親家庭で育てられた子どもが施設で育った子どもよりも知能、言語、情緒、社会性などあらゆる発達側面で勝っているという報告が多い。」との見解について、ここで

検討する必要があると考える。

1951年のボウルビィの著作 (Bowlby, 1951) において、ゴールドファーブの重要な3つの研究 (1943～1945) について以下のような記載が確認できる。

「これらの研究はいずれも、生後3年間施設で保護された後に里子になったものと、母親のもとから直接里子になった者の精神発達の比較である。…ゴールドファーブは最善を尽して、これら両群の里家を等しくした。特に里母の職業、教育程度、精神状態の点においては施設群の方が多少とも勝っているほどであった。したがって両群に見られる精神状態の差は事実上、乳児期における生活経験の相違によって生じたものと考えられた。」

このように「施設からの里親委託」と「実家庭からの里親委託」で里親の条件を同様にした場合、同じ里親養育でも、「施設からの里親委託」の子どもの問題がより大きく、子どもの発達への影響もより大きいことが示されている。つまり、同じ里親養育であるが、乳幼児期のある期間、施設養護 (1950年代の水準) を経たかどうかで、子どもの状態は異なり、その後の里親養育での経過にも大きく影響すると考えられる。

論文②における里親委託での不調は、ゴールドファーブの研究で言えば「施設からの里親委託」についての評価結果であり、その意味では実は海外研究と結果は一致していたとも考えられ、施設から里親委託となった子どもへの「乳幼児期のある期間を超えた施設養護の影響」の大きさが当時の日本の状況でも確認されたといえるのではないだろうか。

ここで問題となるのは、当時の日本に家庭から直接里親への委託という形がどの程度存在していたかである。あったとしても池田が示したような「閉鎖性」から研究対象となりえなかったのかもしれない。また、里親に委託される際のアセスメントやマッチング、その後の支援体制等の不足など海外との差は大きく、里親に委託される前の条件に加えて里親委託後の状況についても、池田が想定していた他国の当時の状況に比べて日本の家庭養護実践者にとっては不利な条件の重なることが多かったと考えられる。

#### 5.4. 池田論文の限界と我々の役割

池田は論文①の最後に施設養護が子どもの発達に及ぼす影響について以下のように述べている。「この効果がどのくらい永続性をもつか、将来の人格発展

にも有害な効果があるか、この後の我が国の家庭生活の体験により補償されるものであるか否かの諸点は、未だ十分な結論は得られていない。…更に系統的な予後調査的研究を、各領域の人々の協力を得て続けたいと考えている。[pp. 93-94]

池田自身は家庭養護への期待を抱きながら、家庭養護の下にある子どもの現実を客観的に確かめようとしていた。このような真摯な姿勢こそが今まさに必要とされているのではないだろうか。

また、論文②の家庭養護追跡調査では「家庭から直接里親養育」となったケースについてはフォローされていない。現在我が国で「家庭から直接里親養育」となるケースとして考えられるのは、様々な事情により出生直後より親の養育が不可能なケース、そして、もう一つは今後里親委託率増加に伴い新たに増えてくると予想される家庭から施設を通さない形で里親委託であろう。家庭養護の充実に関しては我が国の先を行く英国においても、里親を主とする社会的養護の中でかわりの難しい子どもへの対応に関するプログラムや支援システムの工夫が喫緊の課題とされ多職種による具体的な取り組みがなされている (Briskman et al., 2012)。

池田論文やERA が対象とした子どもはほとんどが孤児であり、現在の日本の状況のように実親からの虐待やネグレクトを受けて社会的養護が必要とされる場合は、その処遇について別に慎重な検討が必要であろう。特に論文②で追跡評価された15人のうち9人が「捨子」であること。追跡結果良好群も3ケースは「捨子」、もう1ケースも父親が不明で母親は病死で生後1か月で乳児院入所のケースであり、現在の施設入所理由と比べると施設入所前の経験やその後の親子関係などについては異なる状況であったことが想定される。

我が国の社会的養護体制については、厚生労働省から独自の将来像 (家庭的養護推進計画、都道府県推進計画) として本体施設、グループホーム (家庭的養護)、里親・ファミリーホーム (家庭養護) を平成41年度までにそれぞれ3分の1ずつの割合にしていく方向性が示されている (厚生労働省, 2013)。この割合が適切かどうかについても議論を要すると思われるが、仮にそのような状況に近づくとすれば、どのようなケースを家庭養護とするのか、家庭養護でどこまで対応するのかなど、我が国独自のシステムの検討が必要になると思われる。そして、施設を積

極的に利用するとなれば、かかわりの難しい子どもには短期間施設で集中的に対応することなども考えられる。実際、家庭養護の優位性が特に明確に示されている乳幼児社会的養護の領域においても、里親委託や家庭へ戻ることを目的として、その準備調整のために期間限定で施設を利用することも行われているようである。たとえば、乳幼児社会的養護について家庭養護への移行の重要性が明示されている Daphne programme の報告でも、ベルギーの乳幼児施設養護率の高さについて、家族再統合を目指す取り組みがなされている施設であることが付記されている (Browne et al., 2005)。乳幼児の社会的養護における施設利用の目的や運用は国によって様々であり、我が国においてどのような方向を目指すのか、他の資源との関係も考慮しながら慎重な検討が必要と思われる。

### 5.5. 論文③と虐待一次予防への方向性

論文③で池田は施設との比較では家庭養護の追跡結果がよさそうではあるものの、それが子どもにとって十分なのか、最善のものとなっているかどうかについては明言していない。池田自身は里子養子群、施設群どちらの結果も「子どもにとっては不十分」ととらえていたのではないだろうか。

また、その後の池田の研究や取り組みについては『児童虐待の病理と臨床』や『児童虐待一ゆがんだ親子関係』といった著作にみられるように虐待の予防的対応に関連したものに移っていったようである。明確に意識されていたかどうかはわからないが「施設より里親、里親より実家庭」というように、子どもにとっての最善とは何かを求めた経過のようにも見える。「社会的養護への入り口をどうコントロールするか」は非常に重要な課題である。子どもの視点で社会的養護における最善の方向を考える際に、社会的養護となった後の環境改善はもちろん重要であるが、社会的養護を必要とする状況に至らせないような、実親のもとで生活を続けられるような支援も同時に必要とされていることを忘れてはならない。池田の研究の流れからはこのようなことも示唆されるのではないだろうか。

## 6. 結語

池田論文が前提とせざるを得なかった「施設からの移行に偏った里親委託」「社会的養護としての里親

養育意識の不足」「里親支援システムの欠如」等当時の里親制度の現実の中で、その後の経過を改善する因子としては、短期の施設入所、少ない措置変更回数、1歳未満での家庭養護への移行が考えられた。

このような状況においても、愛知方式のような新生児養子縁組の取り組み (厚生労働省, 2011) は1歳未満での家庭養護への移行であり、特別養子縁組により措置変更可能性もほとんどないことを考えると、その後の経過に期待がもてるのではないだろうか。ただ、今回得られた示唆からは、養子縁組につなげるにあたって、その後の経過のさらなる改善のためには、乳幼児期の施設養護期間や子どものアセスメント、また養子縁組成立後のサポート体制などについて、検討が必要と思われる。

一方、近年社会的養護を必要とする乳幼児については、実家庭での虐待やネグレクトにより社会的養護に入る前にすでに様々な身体・精神的影響の見られる子どもが増え、さらに、そのような子どもの施設入所期間が長くなることで発達への影響が心配される状況においては、家庭養護につなげる場合には留意すべきことが多いと考えられる。先天的・後天的様々な要因によりかかわりの難しい子どもへの理解と対応のためには里親トレーニングや里親支援システム、そして、里親委託不調を可能な限り回避するためという明確な目的のもと、特に乳幼児については実家庭や家庭養護につなげるためのアセスメントや調整といった対応のできる場も必要とされるかもしれない。

我が国の社会的養護においては家庭養護重視への移行が遅くはなったが、それは他国での実践を参考にできる立場にあることを示しており、我々は適切なモデルをもとにその効果を確認しながら独自の社会的養護システムを構築できるはずである。

子どもにとっては、里親・ファミリーホームも、(適正規模の) 施設も、家庭もすべてが生活の場となりうる。乳幼児については家庭養護を増やしつつも、その時その場所で可能な実際の養護形態に合わせて最善の状況を求め続けることが必要であろう。「このやり方が最善であり不足は何もない」という考えを持ってしまうことこそが、「子どもにとっての最善の利益」の実現から遠のいてしまうことにつながるのかもしれないとの思いを常に持ち続けることによって「最善」は保障されるのではないだろうか。

謝辞：日本子ども虐待防止学会第19回学術集会信州大会関係者の皆様と、分科会において貴重な御報告を頂きました藤林武史氏（福岡市子ども総合相談センター所長）、矢満田篤二氏（矢満田社会福祉士相談室）、津崎哲雄氏（京都府立大学教授）、そして分科会参加者の皆様に心より感謝申し上げます。それぞれの御意見も参考にして本稿をまとめることができました。また、池田由子氏とその貴重な資料をお貸しいただいた矢花芙美子氏（花クリニック院長）にもこの場を借りてお礼申し上げます。

### 参考・引用文献

- Bowlby, J. Maternal Care And Mental Health, WHO, 1951（黒田実郎訳『乳幼児の精神衛生』岩崎学術出版、1967、29-31頁。）
- Briskman, J., et al. Randomised Controlled Trial of the Fostering Changes Programme, National Academy for Parenting Research, King's College London, Research Report DFE-RR237, 2012
- Browne, K., et al. Mapping the number and characteristics of children under three in institutions across Europe at risk of harm, European commission Daphne programme, University of Birmingham Press, Birmingham, UK, 2005, p. 45.
- 池田由子「乳児院収容児の精神医学的研究 第一報 精神発達と身体発達 第二報社会性と言語 第三報初期反応と慢性反応」『精神衛生研究』3、1955、42-96頁。
- 池田由子『児童虐待の病理と臨床』金剛出版、1979
- 池田由子「乳児院収容児の長期予後調査の研究 第一報 里子・養子になった子どもたちの予後について」『精神衛生研究』28、1981、1-13頁。
- 池田由子『児童虐待—ゆがんだ親子関係』中公新書、1987
- 池田由子「児童虐待 Neglect の研究—捨て子の長期予後調査」『安田生命社会事業団研究助成論文集』24(2)、1988、1-6頁。
- 上鹿渡和宏「社会的養護の動向と喫緊の課題—『今を生きる子ども』の最善の利益から考える—」『信州公衆衛生雑誌』6(2)、2012a、113-120頁。
- 上鹿渡和宏「英国・欧州における社会的養護に関する実証的研究の変遷と実践への影響」『長野大学紀要』第34巻第2号、2012b、1-13頁。
- 厚生労働省「新生児里親委託の実例について（愛知県における取り組み例）」『里親委託ガイドライン』2011 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018h1p.pdf>) [2014. 2. 19アクセス]より入手可能)
- 厚生労働省『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について』2012 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-92.pdf>) [2014. 2. 19アクセス]より入手可能)
- 厚生労働省『社会的養護の現状について（参考資料）平成25年3月』2013、60頁。  
([http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo\\_genjou\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf)) [2014. 2. 19アクセス]より入手可能)
- Nelson, C., et al. “Cognitive recovery in socially deprived young children: The Bucharest early intervention project” Science 318 (no. 5858), 2007, 1937-1940
- Rutter, M., et al. Policy and Practice Implications from the English and Romanian Adoptees (ERA) Study, British Association for Adoption & Fostering (BAAF), London, UK, 2009（上鹿渡和宏訳『イギリス・ルーマニア養子研究から社会的養護への示唆』福村出版、2012）
- 庄司順一「わが国における社会的養護とアタッチメント理論」庄司順一ほか編『アタッチメント』明石書店、2008、105頁。
- 筒井孝子ほか「社会的養護体制の再編に向けた研究の現状と課題—社会的養護関連施設入所児童の変化 これに伴うケア提供体制の再構築のための研究の在り方—」『保健医療科学』、Vol. 60、No5、2011、404頁。
- United Nations, Guidelines for the Alternative Care of Children (General Assembly A/RES/64/142), 2009（子どもの村福岡編『国連子どもの代替養育に関するガイドライン』福村出版、2011）